

【別紙資料 12】

23 公住 号 外

平成 23 年 6 月 7 日

取壊し工事における杭の撤去について（方針）

取壊し工事における既設杭は、原則として、取壊し後の売却計画がある場合を除き撤去しないこととし、下記事項に留意する。なお、21 積算建設第 3 号の取扱いは廃止する。

記

留意事項

- ①新しい建替計画の設計内容等が確定している場合は、計画に影響する高さまでは撤去する（※）。
- ②新しい建築物の基礎に抵触する場合にはロックオーガー工法などで建築工事において撤去する。
- ③残置する杭の位置・杭の天端を測量したうえ、竣工図に明示する。また、建替え工事の竣工図においても明示し県営住宅管理室に引き継ぐこと。

※「計画に影響する高さまで撤去する」とは、計画地盤等の高さが明確であり、新規に施工する舗装や排水管等の施工上支障となる場合等に撤去する。